

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇告示

牛の結核病等の検査及び駆除

新に行なう土地改良事業の認可

土地改良区の役員の就任及び退任

公有水面の埋立免許

国有財産の公用廃止

道路位置の指定

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

◇公安告示

看護料支給基準の改定

指定医療機関の取消

指定医師及び薬剤師の登録

聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第百十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病、並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍 結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月分前一月分後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	三月五日	西伯郡岸本町（八郷）真野検診場
第二次	三月八日	（幡郷）坂長
		（和田）和田浜
		（大篠津）大篠津
		（福生）福生
		（福米）福米
		（大幡）大幡
六日		岸本町（大幡）
九日		西伯町（大國）原
		米子市

七日	十日	米子市	（天津）天津
九日	十二日	米子市	（法勝寺）法勝寺
十日	十三日	日吉津村	（五千石）五千石
十一日	十五日	米子市	（余子）余子
十二日	十六日	伯仙町	（上道）上道
十三日	十七日	伯仙町	（外江）外江
十四日	二十日	米子市	（春日）豊田
十五日	二十二日	米子市	（巖）巖
十六日	二十五日	米子市	（渡）渡
十七日	二十六日	米子市	（中浜）小篠津
十八日	二十七日	米子市	（尚徳）青木
十九日	二十八日	米子市	（成実）成実
二十日	二十九日	米子市	（大高）尾高
二十一日	三十日	米子市	（夜見）夜見
二十二日	三十一日	米子市	（富益）富益
二十三日	三月一日	米子市	（嶮）嶮
二十四日	三月二日	米子市	（崎津）大崎

鳥取県告示第百十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査
- 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月分べん前一月分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表(一) 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	三月十三日	日野郡日野町根雨地区 根雨家畜検診場
第二次	三月十六日	（黒坂）下菅
		（江府町江尾）吉原、江尾
		（溝口町日光）富江、大坂
		（二部）下代

就任した役員の氏名及び住所

田倉 房藏	国府	二九四
小谷潤太郎	三三〇	
藤井 信寿	大谷	五八
井勢 誉富	八六七	
小谷 辰藏	国分寺	三一四
河本 一明	福光	四一四
吉田 清一	不入岡	三七六
山根 舜象	不入岡	三七六
小谷 貢	国分寺	三二二
監事		
理事 深田 肇	倉吉市和田	四〇四
加藤 清	三〇九	
山崎 正	四一八	
西本 節夫	四〇二	
矢木 重慶	四二八	
山口 藤藏	九一一	
田中 重敏	不入岡	二八九
田中 安治	一四四	

社村輪王寺堰土地改良区

二日就任任期二年

昭和三十六年八月十五日総選挙の結果当選し八月二十

二日就任任期二年

退任した役員の氏名及び住所

山脇 庸治	七二七	
山本 貢	三六八	
宮本 広	三三一	
田倉 房藏	国府	二九四
小谷潤太郎	三三〇	
藤井 信寿	大谷	五八
井勢 誉富	八六七	
小谷 辰藏	国分寺	三一四
河本 一明	福光	四一四
吉田 清一	不入岡	三七六
山根 舜象	不入岡	三七六
小谷 貢	国分寺	三二二
監事		
理事 西村 豊	倉吉市黒見	二七三
矢田 定好	二七五	

就任した役員の氏名及び住所

矢田 寿治	二六七	
米田章太郎	三三八	福光
福永 潔	六二五	
牧田 春行	四一九	
小谷潤太郎	三三〇	国府
田中 又藏	四六五	
山中 年且	二九八	
高岡 朝春	二五六	国分寺
小谷 庸理	二九六	
秋藤 申之	二九六	秋喜
秋本 昇	八八〇	
遠藤 嘉一	一一六	岡田
伊藤 齋	三九〇	国府
万場 忠義	二六一	国分寺
監事		
理事 西村 豊	倉吉市黒見	二七三
矢田 定好	二七五	
矢田 寿治	二六七	

二日就任任期二年

昭和三十六年八月十五日総選挙の結果当選し八月二十

鳥取県告示第百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の

米田章太郎	三三八	福光
福永 潔	六二五	
牧田 春行	四一九	
小谷潤太郎	三三〇	国府
岡本 司	五三六	
福山 篤	三四〇	
高岡 朝春	二五六	国分寺
小谷 庸理	二九六	
秋藤 申之	二九六	秋喜
秋本 昇	八八〇	
遠藤 嘉一	一一六	岡田
伊藤 齋	三九〇	国府
岸本憲太郎	二四一	国分寺

規定に基づき、昭和三十七年二月二十一日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

東伯郡東郷町大字松崎三五七番地

森 計正ほか十人

二 埋立の場所 東伯郡東郷町大字松崎字新町三三五番

二地先東郷池水面(関係図面は鳥取県

土木部管理課に保存)

三 埋立の面積 四三七、九三平方メートル

四 埋立の目的 部落公民館敷地及び共同作業用地

五 埋立の工期 着工期限 昭和三十七年二月二十八日

しゅん工期限

昭和三十七年七月三十一日

鳥取県告示第百二十四号

次の土地は、昭和三十七年二月二十日から公用を廃止した。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量(坪)

鳥取市古市字狭間九〇ノ一、八 水路敷 三六、五八

二ノ一地先 " " 二六ノ一地先 道路敷 一五、五八

計 五二、一六

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百二十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十

七年二月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十

条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市正蓮寺 鳥取市正蓮寺字フケ一〇九番

一八〇 三の一部 幅員

上田 富雄 四の一部 一〇九番

四メートル

一〇の一部分 一〇九番

延長

一〇の一部分 一〇九番

延長

一〇の一部分 一〇九番

延長

一〇の一部分 一〇九番

延長

一〇の一部分 一〇九番

延長

一〇の一部分 一〇九番

延長

一〇の一部分 一〇九番

延長

鳥取県告示第百二十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

第十五条第一項の規定により、身体障害者が診断を受け

る医師を昭和三十七年二月十七日次のとおり指定したの

で、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥

取規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名 氏名 住 所 備考

外 科 岸 良尚 八頭郡河原町河原

" " 三島 四郎 鳥取市三津八七六

整形 外科 山本 良雄 八頭郡智頭町 国民

内 科 小坂 博 倉吉市越殿町 国民

耳鼻いんこう科 森脇 良省 厚生病院内

鳥取県告示第百二十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

第十五条の規定による指定医師を次のとおり取り消した

ので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥

取規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名 氏名 住所 取消理由
耳鼻科 木原 喜民 倉吉市越殿町 転出によ
いんこう科 厚生病院内 る辞退
内科 科 榊原 秀夫 鳥取市三津八七六
国立鳥取療養所内

鳥取県告示第百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条日
雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第
十条及び船員保険法(昭和四年法律第七十三号)第二十
八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支
給基準を次のように定め、昭和三十七年二月一日から適
用し、昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十二号(健
康保険法等の規定に基づく看護料支給基準)は、同日限
り廃止する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 看護料金表

病 類 別 看護 一日当り看護料
看護婦 看護婦 看護補助者

コレラ、痘瘡、発疹チフ
ス、ペスト 一、〇七〇円 八六〇円 1円
右記以外の法定伝染病、
(赤痢(疫痢を含む)、腸
チフス、パラチフス、猩
紅熱、ジフテリア、流行
性脳脊髄膜炎、日本脳炎)
及び急性灰白髄炎、開放
性結核病棟に収容された
非開放性結核患者並びに
精神病

普通病 七一〇 五七〇 五〇〇
備考

- 1. 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 2. 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、徹夜勤務として一日当り看護料の二割五分増の加算ができる。

鳥取県告示第百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六
条第四項の規定により次のとおり指定医療機関の辞退が
あつたので、同法施行細則(昭和二十六年厚生省令第二十

六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十六年 十二月二十九日 福永 医院 気高郡青谷町大字
青谷四三〇番地

鳥取県告示第百三十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)三
十八条に規定する登録について、同法第三十九条第三項
の規定により登録があつたものとみなされるものを、療
養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民
健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令
第三百六十三号)第九条の規定により次のとおり告示す
る。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏名 登録年月日

鳥取県八八六 吉田 光 昭三六、一一、一七

〃	〃	八八七	深津 栄一	〃	〃
〃	〃	八九四	稲田 憲昭	〃	三七、
〃	〃	八九六	竹田 公恵	〃	一、一
〃	〃	八九七	伊藤 慈秀	〃	一、二
〃	〃	八九八	福庭 亮	〃	一、二
〃	〃	八九九	土屋 五郎	〃	三七、
〃	〃	九〇〇	安部 収	〃	二、九
〃	〃	九〇一	木村 禎宏	〃	〃
〃	〃	九〇二	後藤 久雄	〃	〃
〃	〃	九〇四	田家 哲彦	〃	〃
〃	〃	九〇五	永井 睦悌	〃	〃
〃	〃	九〇九	下浦 範輔	〃	二、一
〃	〃	九一〇	太田 俊郎	〃	二、九
〃	〃	九二一	沢田 克己	〃	〃
〃	〃	九二二	下村 幸子	〃	〃
〃	〃	九二一	船木 匡	〃	二、九
〃	〃	九二一	稲田 憲文	〃	一、二
〃	〃	九二一	〃	〃	二、五

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 鳥取地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年三月七日午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

八頭郡郡家町門尾一の八

川上 寿恵義

鳥取市東品治町一区

山下 武志

八頭郡八東町大字小別府

大上 千秋

二 八橋地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年三月十四日午前十時から

東伯郡東伯町 八橋警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡大栄町下種

河上 義 秀

倉吉市上井柳町

西村 孝 志

三 米子地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年三月十四日午後一時三十分から

米子市万能町 米子警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

西伯郡伯仙町尾高一、六四七

木下 貞 治

米子市富士見町二丁目一〇七

益田 一 幸

日野郡溝口町溝口四五一の一

片岡 巖

日野郡溝口町栃原八〇二

箕矢 貴

気高郡青谷町大字青谷四、〇三九の二

吉田 豊

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

（定価）一部月極一〇〇円（送料共）